

市立函館病院高等看護学院外部委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）に市立函館病院高等看護学院外部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は学院の教育理念・目的および使命を達成するための自己点検・自己評価などに外部人材の意見を反映することを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学院長および副学院長
- (2) 教務課長
- (3) 外部委員 2名

2 委員長は、学院長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 外部委員は、学院長が選任し、委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2（2020）年4月1日から施行する。